

2026年6月11日

株主各位

東京都新宿区東五軒町6番24号

株式会社トーハン

代表取締役社長 川上 浩 明

第79回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第79回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご通知申し上げます。

ご出席の際は、本招集ご通知に同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

なお、書面（郵送）によって議決権を行使できますので、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、総会日前日の営業時間終了時までにご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月26日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 東京都文京区関口二丁目10番8号
ホテル椿山荘東京 バンケット棟1階「胡蝶」

3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第79期(2025年4月1日から2026年3月31日まで)事業報告、
計算書類報告の件
 2. 第79期(2025年4月1日から2026年3月31日まで)連結計算書類
ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案** 取締役7名選任の件
第2号議案 監査役1名選任の件

以 上

提供書面のうち、連結株主資本等変動計算書、連結注記表、株主資本等変動計算書および個別注記表は、法令および定款第14条の規定に基づき、当社ウェブサイトに掲載することにより株主の皆様提供しております。

また、株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト上に修正後の内容を掲載させていただきます。

なお、定時株主総会終了後にご送付してまいりました「定時株主総会決議ご通知」は、昨年度より郵送によるご提供を廃止し、当社ウェブサイト上に掲載することにより、決議の結果をご案内させていただきます。

《当社ウェブサイト》
<https://www.tohan.jp/company/ir/>



招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 取締役7名選任の件

本総会終結の時をもって、現在の取締役全員（10名）は、任期満了となります。つきましては、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位及び担当等	候補者属性
1	おおにしよしふみ 大西良文	当社取締役 社長補佐	再任
2	こんどうとしたか 近藤敏貴	当社代表取締役会長	再任
3	たなかみぎひろ 田仲幹弘	当社取締役 物流・情報イノベーション事業本部長	再任
4	ほりうちよういち 堀内洋一	当社取締役 書店事業本部長 取次事業本部副本部長 営業部門（各支店・特販部門）担当	再任
5	さいとうたかし 齊藤貴	当社取締役 コンテンツ事業本部長 取次事業本部副本部長 仕入部門・統括部門・CVS部門担当	再任
6	わたなべひろゆき 渡部弘之	当社取締役 経営管理本部長兼関連事業本部長 海外新規ビジネス推進室長	再任
7	しばのきょうこ 柴野京子	当社社外取締役	再任 社外

番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
1	おおにしよしふみ 大西良文 (1967年4月24日生)	1990年4月 当社入社 2012年6月 当社執行役員 2016年6月 当社取締役 2018年6月 当社常務取締役 2023年6月 当社取締役(現任) 2026年4月 社長補佐(現任)	5,000株
2	こんどうとしたか 近藤敏貴 (1961年5月12日生)	1986年4月 当社入社 2001年6月 当社執行役員 2006年6月 当社取締役 2007年4月 当社常務取締役 2009年6月 当社専務取締役 2010年6月 当社代表取締役社長 2012年6月 当社代表取締役副社長 2018年6月 当社代表取締役社長 2024年6月 当社代表取締役会長(現任) [重要な兼職の状況] 日本図書普及株式会社取締役 株式会社東京堂社外取締役 一般財団法人出版文化産業振興財団理事長	41,000株
3	たなかみきひろ 田仲幹弘 (1964年3月8日生)	1987年4月 当社入社 2011年6月 当社執行役員 2013年6月 当社取締役 2015年6月 当社常務取締役 2017年6月 当社専務取締役 2018年6月 当社取締役副社長 2023年4月 情報・物流イノベーション事業本部長(現任) 2023年6月 当社取締役(現任) [重要な兼職の状況] 株式会社九州雑誌センター代表取締役	18,000株
4	ほりうちよういち 堀内洋一 (1967年8月26日生)	1990年4月 当社入社 2015年6月 当社執行役員 2017年6月 当社取締役 2021年6月 当社常務取締役 2023年4月 書店事業本部長(現任) 2023年6月 当社取締役(現任) 2025年4月 取次事業本部副本部長 営業部門担当(現任)	9,000株

番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
5	さいとう たかし 齊藤 貴 (1970年10月18日生)	1994年4月 当社入社 2016年6月 当社執行役員 2018年6月 当社取締役 2022年6月 当社常務取締役 2023年4月 コンテンツ事業本部長(現任) 2023年6月 当社取締役(現任) 2024年4月 取次事業本部 CVS部門担当(現任) 2025年4月 取次事業本部副本部長 仕入部門兼統括部門担当(現任)	6,000株
6	わたなべ ひろゆき 渡部 弘之 (1973年3月16日生)	1996年4月 当社入社 2020年6月 当社執行役員 2025年4月 海外新規ビジネス推進室長(現任) 2025年6月 当社取締役(現任) 2026年4月 経営管理本部長兼関連事業本部長(現任) [重要な兼職の状況] 株式会社トップカルチャー社外取締役	2,000株
7	しばの きょうこ 柴野 京子 (1962年6月7日生)	1985年4月 当社入社 2011年1月 東京大学大学院博士課程単位取得満期退学 2012年4月 上智大学文学部新聞学科助教 2015年4月 上智大学文学部新聞学科准教授 2021年6月 当社社外取締役(現任) 2022年4月 上智大学文学部新聞学科教授(現任) [重要な兼職の状況] 上智大学新聞学科教授 一般社団法人出版者著作権管理機構理事 日本出版学会理事 国立国会図書館納本制度審議会委員	なし

- (注) 1. 柴野京子氏は、社外取締役候補者であります。
2. 柴野京子氏を社外取締役候補者とした理由および期待される役割は、同氏の出版を中心としたメディア産業、流通を研究する専門家としての豊富な知識ならびに見識を当社の経営に活かすとともに、業務執行を行う他の取締役とは独立した見地からの確かな助言を得ることにより、当社の経営体制をさらに強化するためであります。なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験を有しておりませんが、上記の理由により、社外取締役の職務を適切に遂行することができるものと判断しております。また、同氏の社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって5年となります。
3. 柴野京子氏につきましては、旧姓かつ職業上使用している氏名を上記のとおり表記しておりますが、戸籍上の氏名は喜田京子です。
4. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第2号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役山下康治氏は、任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
やま した こう じ 山下 康 治 (1962年7月4日生)	1987年4月 当社入社 2018年6月 当社執行役員 2022年6月 当社監査役(現任) [重要な兼職の状況] 学校法人香川栄養学園理事	1,000株

(注) 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

以上

事業報告

（ 2025年4月1日から
2026年3月31日まで ）

1. 当社グループの現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

●出版業界の動向と当社グループの業績

2025年の出版市場の売上高は、紙・電子合わせて前年比98.4%と微減となりました。紙媒体においては、輸送業量縮小と配送コストの増加への対応が急務となっており、出版流通は持続可能な構造への改革が求められております。

また、全国の市区町村の約3割は、書店が一店舗もない無書店自治体となっております。人と本とのタッチポイントが地域から失われつつある中、書店の廃業傾向に歯止めをかけることに加え、新規出店を通じてその接点を再構築していくことの重要性について改めて認識が広がっており、官民による書店の開業支援の取り組みも進んだことで、個人が開業する事例も増えつつあります。

このような状況を背景として、当社グループは2024年度から開始した中期経営計画「BEYOND」に基づき、「本業改革」と「事業領域の拡大」に向けた取り組みを進めております。

当期の連結経営成績は売上高4,100.7億円、153.5億円の増収となりましたものの、営業利益1.0億円、経常利益4.8億円といずれも減益、親会社株主に帰属する当期純損失は11.9億円の赤字決算となりました。

なお、特別利益の主な要因は、固定資産売却益であり、特別損失の主な要因は、減損損失及び早期退職関連費用です。

また、連結に含まれる当社単体損益は、売上高3,704.6億円、101.9億円の増収となりましたものの、経常損失11.3億円、当期純損失13.0億円の赤字決算となりました。

本業である出版取次事業については、コンビニエンスストア（以下、「CVS店舗」といいます）取引の引受けや営業施策による既存店売上高の底上げも寄与し、売上高は前年を上回りました。一方で、輸送関連コストの高騰に加え、将来を見据えて計画的に進めてきた物流施設やシステムへの投資負担も大きく、経常損失40.1億円となりました。

1. 「本業改革」に向けた取り組み

本業である出版取次事業において、持続可能な出版流通の構築を推進しております。

当期は、CVS店舗約2万店への配送が本稼働いたしました。出版輸配送の基盤となるCVS店舗向け流通を維持するため、雑誌売り場の再構築に加え、新商材の開発・仕入を拡大し、店頭活性化を図っております。

物流効率化においては、雑誌に続いて書籍においても日本出版販売株式会社との返品協業を開始し、2025年12月から当社桶川センターにて全量稼働となりました。また、サステナブル・ロジスティクス開発室を新設し、配送ルートの集約、雑誌返品の現地古紙化などの取り組みを拡大いたしました。

無書店エリアの解消に向けた取り組みとして、新規取引のハードルを引き下げた小規模書店開業パッケージ「HONYAL」の展開を拡大しております。当期においては、成約数が80店舗を超えるまで拡大し、当社の取引書店数としては、新規出店数が廃業店数を上回りました。今後は、自治体と連携した出店促進を強化してまいります。

2. 「事業領域の拡大」に向けた取り組み

本業を支える収益事業として、不動産事業は堅調に推移しております。最大資産である旧本社跡地の開発が完了し、順調な稼働状況となっております。

また、グループ企業では、キャラクターグッズ事業が順調に業績を拡大しております。海外販路の拡大にも注力しており、当期は2025年12月にサウジアラビアにおいて、現地代理店との連携のもとでセレクトショップを出店いたしました。引き続き、本業とのシナジーを活かしながら、新規販路の開拓に挑戦してまいります。

なお、当期の期末配当金につきましては、2026年5月29日開催の取締役会において、一株4円と決議させていただきました。

(2) 設備投資等の状況

当事業年度中における設備投資の総額は18,956百万円で、その主なものは建物であります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

●出版業界の見通しと当社グループの方針

社会を取り巻く経済動向としては、中東情勢の悪化による資源価格の高騰に伴う物価上昇が、今後も継続するものと見られております。

加えて、2025年6月には、トラック適正化二法（以下、「トラック新法」といいます）が成立いたしました。2028年6月までに、「適正原価を下回る運賃」を規制対象とする法

改正が施行されることが決まっております、これにより全国への出版配送に係る運賃の高騰にはさらに拍車がかかるものと見込まれます。

当社グループは、日本出版取次協会をはじめとする業界団体と連携し、当社の本業改革と直結する課題として、これらの対応を進めてまいります。

●中期経営計画「BEYOND」基本方針①本業改革

まずは、かねてより進めてまいりました「マーケットイン型出版流通」について、業界標準化に向けて拡大を図ります。新刊事前受注システムの活用を推進するとともに、デジタル印刷の拡大により、市場ニーズに合わせた適時適量供給を実現し、返品減少と利益率向上を目指してまいります。

続いて、二つの観点から業界をあげた取り組みを進めてまいります。

第一に、出版流通の合理化です。日本出版取次協会との連携のもと、旧来の商慣習を撤廃・緩和し、出版配送の在り方を抜本的に見直してまいります。また、異業種との共同配送コンソーシアムへ参画し、各エリアの配送拠点から小売店舗までの個店配送の効率化に取り組んでまいります。

第二に、利益配分の見直しです。再販売価格維持制度のもと、運賃を始めとする諸コストの高騰に対応し、出版流通を維持していくためには、出版社・取次・書店の業界三者における利益配分の見直しが必要となっております。当社は、書店経営が継続可能な取引条件実現の観点も踏まえ、取引先各社との条件交渉を進め、トラック新法への対応に合わせた2028年度から新取引条件の適用開始を目指してまいります。

●中期経営計画「BEYOND」基本方針②事業領域の拡大

本業に偏った事業構成から脱却するため、事業領域の拡大に取り組んでまいります。

不動産事業については、当社グループの経営基盤を支える安定した収益事業として、引き続き、拡大を図ってまいります。

キャラクターグッズ事業は、当社グループの新たな収益の柱となりつつあります。株式会社マリモクラフトによる子会社化によって、有限会社エハラが新たに当社グループに加わったことを踏まえ、販路拡大を推進し、事業のさらなる成長を図ってまいります。また、海外市場における販路についても、日本出版貿易株式会社との連携を活かし、拡大を加速してまいります。

当社は、IPホルダーとしてもコンテンツ事業を拡大してまいります。「Freedia」など自社レーベルによるIPを通じて、出版による売上獲得やメディアミックス展開による収益拡大を進めてまいります。

加えて、書店への集客強化と収益基盤の多様化を目的として展開している異業種商材のポップアップストアやFC事業についても拡大を加速させてまいります。

書店等の空きスペースを有効活用する「ブックスペース」をはじめ、社員のアイデアを事

業化したボトムアップ型の新規事業についても収益化が進みつつあります。社員の経営戦略思考を育成するとともに、挑戦を続ける企業文化の醸成につながるものとして、引き続き取り組んでまいります。

当社は、出版産業が持続可能な環境の実現と、多様性に富んだ我が国の豊かな読書環境の更なる発展に向けて、これまで以上に努めてまいります。

株主様並びにお取引先の皆様には、これまで賜ってまいりました長年のお引き立てに深く感謝申し上げますとともに、今後とも格別のご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

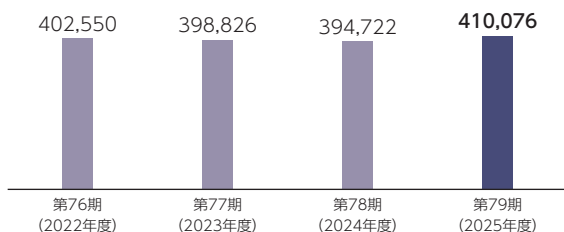
(5) 財産および損益の状況の推移

① 当社グループの財産および損益の状況の推移

区 分	第76期 (2022年度)	第77期 (2023年度)	第78期 (2024年度)	第79期 (当期) (2025年度)
売上高 (百万円)	402,550	398,826	394,722	410,076
経常利益 (百万円)	351	1,881	1,532	484
親会社株主に帰属する 当期純利益 または当期純損失 (△) (百万円)	312	1,450	1,871	△1,191
1株当たり当期純利益 または当期純損失 (△) (円)	4.44	20.65	26.66	△16.96
総資産 (百万円)	347,607	364,720	353,981	348,839
純資産 (百万円)	99,014	101,125	104,030	103,848
1株当たり純資産額 (円)	1,401.01	1,431.98	1,461.08	1,458.98

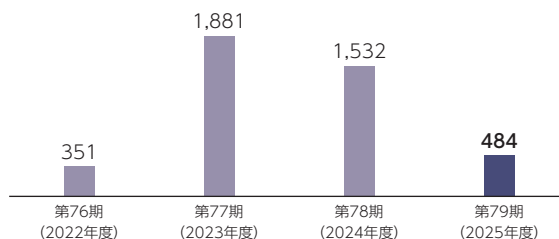
売上高

(単位：百万円)



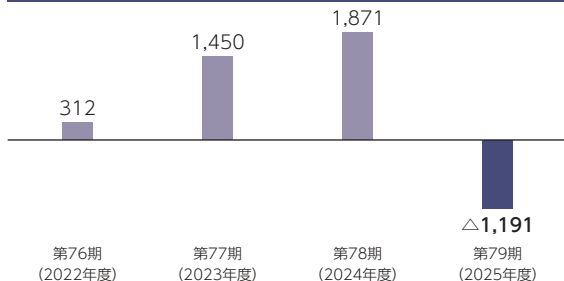
経常利益

(単位：百万円)



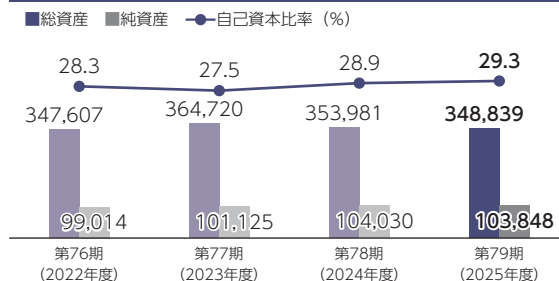
親会社株主に帰属する当期純利益または当期純損失 (△)

(単位：百万円)



総資産/純資産

(単位：百万円)

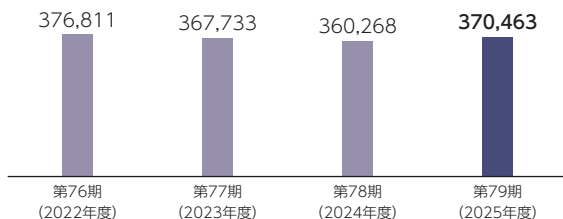


②当社の財産および損益の推移

区 分	第76期 (2022年度)	第77期 (2023年度)	第78期 (2024年度)	第79期(当期) (2025年度)
売上高 (百万円)	376,811	367,733	360,268	370,463
経常利益または 経常損失 (△) (百万円)	607	867	874	△1,130
当期純利益または 当期純損失 (△) (百万円)	823	1,415	901	△1,308
1株当たり当期純利益 または当期純損失 (△) (円)	11.70	20.11	12.82	△18.60
総資産 (百万円)	323,996	335,412	318,485	311,187
純資産 (百万円)	96,976	93,005	93,743	92,508
1株当たり純資産額 (円)	1,377.89	1,321.89	1,332.59	1,315.32

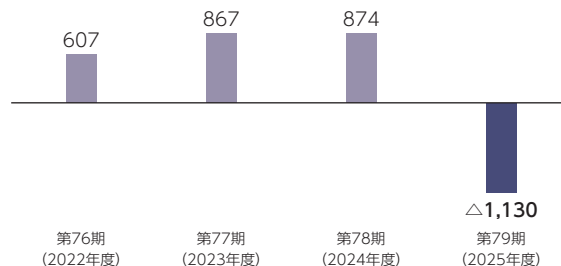
売上高

(単位：百万円)



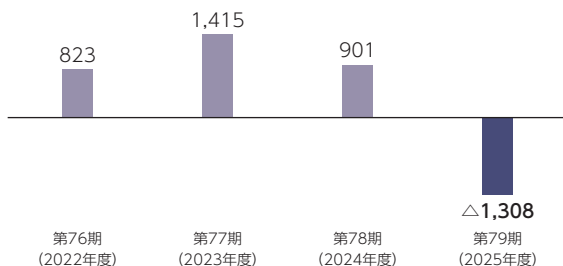
経常利益または経常損失 (△)

(単位：百万円)



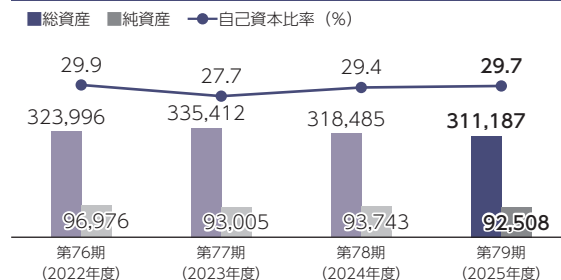
当期純利益または当期純損失 (△)

(単位：百万円)



総資産/純資産

(単位：百万円)



(6) 重要な子会社の状況等

①重要な子会社の状況

会社名	資本金 百万円	議決権比率 %	主要な事業内容
株式会社トーハンロジテックス	90	100.0	貨物自動車運送・出版物等の検品・仕分梱包・配送業務
東販リーシング株式会社	100	100.0	リース・金融事業
株式会社トーハン・コンピュータ・サービス	50	100.0	情報処理サービス・ソフトウェア企画・開発・設計
株式会社トーハン・メディア・ウェイブ	50	※100.0	CD・DVD及び書店用品等卸売
株式会社ブックライナー	100	100.0	書籍・雑誌その他出版物の注文販売
株式会社トーハン・メディア・ホールディングス	10	100.0	株式会社トーハン・メディア・ウェイブの持株会社
株式会社スーパーブックス	1	※100.0	書籍・雑誌その他出版物及びCD・DVD等の販売
株式会社明屋書店	30	※91.1	書籍・雑誌その他出版物及びCD・DVD等の販売、書店フランチャイズ事業
株式会社ブックファースト	10	※100.0	書籍・雑誌・文具等の販売
株式会社文真堂書店	10	※100.0	書籍・雑誌その他出版物及びCD・DVD等の販売
株式会社岩瀬書店	10	※100.0	書籍・雑誌・文具等の販売
株式会社ティーブックセラーズ	20	※100.0	書籍・雑誌・文具等の販売
株式会社メディア・パル	10	100.0	出版業
株式会社トーハン・コンサルティング	30	100.0	人材派遣・教育研修
株式会社きんぶん図書	100	※93.5	書籍・雑誌等の取次販売

会社名	資本金 百万円	議決権比率 %	主要な事業内容
協和出版販売株式会社	50	100.0	書籍・雑誌等の取次販売
株式会社デルフォニックス	10	100.0	デザイン文具等の企画開発・販売
株式会社マリモクラフト	24	100.0	キャラクター雑貨等の企画開発・販売、催事販売
ファイヤーサイド株式会社	25	100.0	薪ストーブの輸入販売、アウトドア用品の企画開発・販売
日本出版貿易株式会社	430	73.9	出版物・雑貨等の販売及び輸出入業
有限会社エハラ	10	※100.0	キャラクター雑貨等の企画開発・販売

- (注) 1. ※は当社子会社の議決権を含めた比率であります。
 2. 株式会社マリモクラフトが2026年3月2日に有限会社エハラの株式を取得したため、当社は有限会社エハラを連結子会社といたしました。
 3. 株式会社ティー・アンド・ジーは、当連結会計年度において清算終了したため、重要な子会社から除外しております。

②企業結合の成果

当社の連結子会社は、上記「①重要な子会社の状況」に記載の21社を含む27社、持分法適用会社は10社であります。当連結会計年度の売上高は4,100億円（前連結会計年度比3.8%増）、親会社株主に帰属する当期純損失は11億円（前連結会計年度は18億円の親会社株主に帰属する当期純利益）であります。

(7) 主要な事業内容（2026年3月31日現在）

当社は出版物等の卸売を主な事業とし、これに関連する物流、情報関連サービスを各部門で展開しております。

(8) 主要な事業所 (2026年3月31日現在)

事業所名	所在地	事業所名	所在地
本社	新宿区	岡山四国支店	高松市
北海道支店	札幌市	九州支店	福岡市
東北支店	仙台市	沖縄営業所	那覇市
静岡支店	静岡市	トーハン上尾センター	上尾市
北陸支店	金沢市	トーハン桶川センター	桶川市
名古屋支店	名古屋市	トーハン和光センター	和光市
大阪神戸支店	大阪市	トーハン三芳センター	入間郡
京都支店	京都市	トーハン川口センター	川口市
広島支店	広島市		

(注) 上記の他、本社内に東京支店・関東支店・甲信越支店が存在しております。

(9) 従業員の状況 (2026年3月31日現在)

①当社グループの従業員の状況

事業区分	従業員数	前期末比増減
出版流通事業	2,030 ^名	67 (減) ^名
不動産事業	18	2 (減)
その他事業	18	1 (増)
合計	2,066	68 (減)

(注) 従業員数については、出向者、パート、アルバイト、嘱託を含まない人数であります。

②当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
930 ^名	25 (減) ^名	44.4 ^歳	20.2 ^年

(注) 従業員数については、出向者、パート、アルバイト、嘱託を含まない人数であります。

(10) 主要な借入先 (2026年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	3,040 百万円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	3,560 百万円

(11) その他当社グループの現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2026年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 270,000,000株
- (2) 発行済株式の総数（自己株式を含む） 70,500,000株
- (3) 株主数 2,157名
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 メ デ ィ ア ド ウ	3,917千株	5.6%
株 式 会 社 講 談 社	3,715	5.3
株 式 会 社 小 学 館	3,609	5.2
ト ー ハ ン 従 業 員 持 株 会	2,575	3.7
株 式 会 社 文 藝 春 秋	1,988	2.8
株 式 会 社 旺 文 社	1,905	2.7
株 式 会 社 新 潮 社	1,812	2.6
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	1,679	2.4
株 式 会 社 学 研 ホ ー ル デ ィ ン グ ス	1,532	2.2
宮 脇 範 次	1,493	2.1

（注）持株比率は自己株式（168,618株）を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（2026年3月31日現在）

氏名	会社における地位	担当および重要な兼職の状況
近藤 敏貴	代表取締役会長	日本図書普及株式会社取締役、株式会社東京堂社外取締役 一般財団法人出版文化産業振興財団理事長
川上 浩明	代表取締役社長	取次事業本部長
田仲 幹弘	取締役	情報・物流イノベーション事業本部長 株式会社九州雑誌センター代表取締役
小野 晴輝	取締役	海外事業本部長
松本 俊之	取締役	不動産事業本部長、財務特命担当 株式会社明文堂プランナー社外取締役
大西 良文	取締役	経営管理本部長兼関連事業本部長
堀内 洋一	取締役	書店事業本部長、取次事業本部副本部長 営業部門担当
齊藤 貴	取締役	コンテンツ事業本部長 取次事業本部副本部長 仕入部門・統括部門・CVS部門・図書館部門担当
渡部 弘之	取締役	経営管理本部 経営企画部長、海外新規ビジネス推進室長 株式会社明文堂プランナー社外取締役、株式会社トップカルチャー社外取締役
柴野 京子	取締役	上智大学文学部新聞学科教授、一般社団法人出版者著作権管理機構理事 日本出版学会理事、国立国会図書館納本制度審議会委員
山下 康治	常勤監査役	学校法人香川栄養学園理事
齊藤 有希子	常勤監査役	
相賀 昌宏	監査役	株式会社小学館取締役会長
大井 法子	監査役	虎ノ門総合法律事務所パートナー、京セラ株式会社社外取締役 有限会社日本ユニ著作権センター顧問、著作権学会理事 国際著作権法学会 日本支部理事兼事務局長

- (注) 1. 取締役柴野京子氏は社外取締役であります。
 2. 監査役相賀昌宏、大井法子の両氏は社外監査役であります。
 3. 当社は執行役員制度を導入しており、2026年3月31日現在、14名の取締役および監査役の他に11名の執行役員が在任しております。
 4. 2025年6月27日開催の第78回定時株主総会終結の時をもって、谷川直人氏は監査役を辞任いたしました。

(2) 取締役および監査役の報酬等

①当該事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる 役員の数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬	
取 締 役 (うち社外取締役)	283 (5)	213 (5)	69 (-)	10 (1)
監 査 役 (うち社外監査役)	27 (5)	23 (5)	4 (-)	4 (1)
合 計 (うち社外役員)	311 (10)	237 (10)	73 (-)	14 (2)

- (注) 1. 上記には、当事業年度中に退任いたしました監査役1名を含めており、無報酬の役員は除いております。
2. 役員退職慰労金制度については、2020年6月26日をもって廃止いたしました。
3. 業績連動報酬等にかかる業績指標は、当期の限界利益および経常利益であります。当該指標を選択した理由は、当該指標が当社の単年度の事業運営の成果への貢献度を総合的に評価できるものであり、役員全員が共有できる客観的かつ定量的な指標であると考えているためであります。当社の業績連動報酬は、職位別の基準額に対して業績連動係数を乗じたもので算定されております。
4. 取締役および監査役の報酬額は、2020年6月26日開催の第73回定時株主総会において、取締役の報酬を年額42,000万円以内（うち社外取締役分は年額3,000万円以内。使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）、監査役の報酬を年額6,000万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は15名（うち社外取締役1名）、監査役の員数は4名です。
5. 取締役会は、代表取締役社長川上浩明に対し、各取締役の基本報酬の額および各取締役の担当事業の業績を踏まえた業績連動報酬等の評価配分（各取締役の業績連動報酬の額）ならびに業務執行取締役の個人別の種類別報酬割合の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。

②役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月15日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

(イ) 基本方針

当社の取締役の報酬は、業務執行取締役と非業務執行取締役（社外取締役を含む。以下同じ。）とで区別をし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行

取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬および業績連動報酬等により構成し、他方、非業務執行取締役の報酬は、その職務に鑑み、基本報酬のみとする。なお、職務執行の対価として株式又は新株予約権等の金銭以外の報酬は支払わないこととする。

(ロ) 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

取締役の基本報酬は、月例の固定報酬（現金報酬）とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準も考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

(ハ) 業績連動報酬等の内容および額の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬等は、利益業績を反映した現金報酬とし、前事業年度の限界利益および経常利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を、月例で支給する。

(ニ) 基本報酬、業績連動報酬等の額の取締役個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の個人別の種類別報酬割合については、代表取締役が決定することとする。

なお、報酬構成比率の目安は、基本報酬：業績連動報酬等＝75：25（目標値を100%達成した場合）とする。

(ホ) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項（決定の委任に関する事項）

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき、代表取締役社長がその具体的内容を決定する権限について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および各取締役の担当事業の業績を踏まえた業績連動報酬等の評価配分（各取締役の業績連動報酬の額）ならびに業務執行取締役の個人別の種類別報酬割合とする。

(3) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- (イ) 取締役柴野京子氏は、上智大学文学部新聞学科の教授であります。なお、上智大学と当社との間には特別な関係はありません。
- (ロ) 監査役相賀昌宏氏は、株式会社小学館の取締役会長であります。なお、株式会社小学館は当社の主要な仕入先であります。
- (ハ) 監査役大井法子氏は、虎ノ門総合法律事務所のパートナーであります。なお、虎ノ門総合法律事務所と当社との間には特別な関係はありません。

②主な活動状況

区分	氏名	出席状況、発言状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	柴野京子	当事業年度中に開催された取締役会12回のうち12回に出席し、主にメディア産業・流通に関する専門的な知識と見識に基づき発言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監査役	相賀昌宏	当事業年度中に開催された取締役会12回のうち12回に出席し、主に出版業界における経験豊富な経営者の観点から発言を行っております。また、当事業年度中に開催された監査役会7回のうち7回に出席し、同様に発言を行っております。
監査役	大井法子	当事業年度中に開催された取締役会12回のうち12回に出席し、主に法曹界における専門的な知識と経験に基づき発言を行っております。また、当事業年度中に開催された監査役会7回のうち7回に出席し、同様に発言を行っております。

4. 会計監査人の状況

①会計監査人の名称

E Y 新日本有限責任監査法人

②当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬等の額（百万円）	44
当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額（百万円）	44

- (注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法上の会計監査人の監査と金融商品取引法上の監査に基づく監査報酬等の額を区分しておりませんので、これらを含めた合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③非監査業務の内容

該当事項はありません。

④会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められた場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 会社の体制および方針

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

① 取締役および使用人の職務執行が法令および定款に適合し、かつ取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

(イ) 法令および定款に基づく取締役会の開催に加えて、常勤取締役および常勤監査役で構成される経営会議を月2回開催し、経営に関する重要な案件について意思決定を行う。

(ロ) 執行役員制度を採用し、執行役員の業務執行を取締役が監督することにより、責任の明確化、業務執行の効率化、迅速化を図る。

(ハ) 全ての従業員が業務を遂行するうえでの行動原則として「トーハン・コンプライアンス・マニュアル」を制定し、法令や企業倫理を遵守する体制を推進する。

(ニ) 「コンプライアンス相談窓口」や「ハラスメント相談窓口」を社内に設置し、問題の早期発見や改善に向けた対策を行う。

② 取締役の職務の執行にかかわる情報の保存・管理の体制

社内規程の定めるところにより保存、管理されるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程と体制

取締役は、子会社を含めて自己の担当する範囲においてリスクの把握と未然防止に努め、各部門における発生時の対応も含めたリスク管理を取締役と部門長の責任とする。

④ 企業集団における業務の適正を確保するための体制

取締役および監査役が重要な子会社の取締役または監査役を兼ねる体制としたうえで、経営管理部門に担当部署を置き、子会社の取締役の権限と報告義務を定めた社内規程を運用して企業集団としての指揮命令系統を整備するほか、内部監査部門は重要な子会社を対象に業務監査を実施する。

⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

内部監査部門を監査役の職務の補助にあてるが、監査役が専らその職務を補助すべき使用人の設置を求めた場合には、適切な人材を配置し、その独立性や指示の実効性を確保すべきものとする。

⑥ 取締役および使用人が監査役に報告する基準や方法についての体制

監査役は重要な会議に出席するものとする。子会社を含めた取締役および使用人は次の事項について監査役に報告をすべきものとする。

また、当該報告を行った使用人らに対する不利な取り扱いをこれを禁止し、その旨周知徹底する。

- (イ) 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
- (ロ) その他監査役が求めた事項

⑦監査役の職務の執行について生じる費用についての処理方針と手続

監査役から会社法第388条に基づき請求がなされた場合、担当部署は、当該請求が監査役の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、これを速やかに処理するものとする。

⑧監査の実効性を確保するための体制

監査役は代表取締役や会計監査人と十分な意見交換を行うものとし、子会社を含めた取締役および使用人に対して協力を求めることができるものとする。

⑨反社会的勢力排除に向けた体制

反社会的勢力とは一切関係を持たず、不当要求等に対しては明確に拒絶する。また、警察や弁護士等の外部専門家と積極的に連携を図り、問題への対処および情報収集に努めるものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に記載した業務の適正を確保するための体制を整備しておりますが、当事業年度における運用状況の概要は、以下のとおりです。

①取締役の職務執行状況

当社は、当事業年度において取締役会を計12回開催しております。取締役会においては、取締役会規則に基づき、法令または定款に定められた事項および経営上の重要事項について、適正な意思決定を行うとともに、取締役の職務執行について相互に監視・監督する機能を働かせております。

取締役会において選任された執行役員は、各々の領域において委譲された権限のもと、効率的かつ迅速的な業務執行を行っております。また、当該業務執行の内容については、当事業年度に開催された経営戦略会議において定期的に報告を受け、取締役が監督する体制を確保しております。

②監査役および内部監査部門の職務執行状況

監査役会は、当事業年度において計7回開催され、経営に関する重要な執行状況、監査に関する重要事項等について、内部監査部門および会計監査人と適宜連携を取りながら協議を行うとともに、必要事項について決議を行っております。

内部監査部門は、当社監査室において、内部監査規程に基づき業務活動の適正性および合理性等について監査を行っております。内部監査では、年次で策定する監査計画に沿って実施され、監査結果については、代表取締役に対して定期的に報告するとともに、被監査部門に対しても通知し、業務活動の支援を行っております。

③リスク管理体制の整備

当社は、グループ全体のリスクに対して、あらかじめ想定されるリスクを分析・評価して危機管理レベルを定め、段階に応じて対策本部を設置するなどの対応方針を策定するとともに、各部門に「危機管理担当」を設置し、その運用を定期的に確認する体制を整備しております。

④子会社に対する管理体制

当社は、経営管理部門に子会社の管理担当を設置し、社内規程に基づき、定期的に子会社より業績等の報告を受けるとともに、経営上の重要事項に関する協議を適切に行っております。

⑤法令遵守体制の推進

当社は、グループ全体の法令遵守を徹底することを目的として、以下の取り組みを行っております。

- (イ) 全ての従業員が業務を遂行するうえでの行動原則として「トーハン・コンプライアンス・マニュアル」を制定するとともに、全社的な周知徹底を図っております。また、担当者の意識向上を目的とした研修を、継続して行っております。
- (ロ) 内部監査部門に設置されている「コンプライアンス相談窓口」では、相談者の秘匿、保護を図りつつ、従業員が抱える業務上の疑問や懸念に関する相談対応を、継続して行っております。
- (ハ) 人事部門に設置されている「ハラスメント相談窓口」では、「セクシャル・ハラスメント」、「パワー・ハラスメント」、「マタニティ・ハラスメント」などに関する相談対応を、継続して行っております。
- (ニ) 法務部門において、グループ全体のリーガルチェック体制を整備しております。契約書の事前審査制度や当社が主体となって実施する景品企画の事前審査制度を、継続して行っております。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の利益配分につきましては、将来の事業展開と経営体質強化のため必要な内部留保資金を確保しつつ、安定した配当を継続していくことを基本方針としたうえで、自己株式の取得も株主還元策の一つとして位置づけて適宜実施してまいります。

この基本方針に基づき、2026年5月29日開催の取締役会において、当期の期末配当金につきまして、一株あたり4円とすることを決議いたしました。

連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	232,349	流 動 負 債	224,983
現金及び預金	25,594	支払手形及び買掛金	142,037
受取手形	54	短期借入金	13,632
売掛金	111,334	賞与引当金	791
有価証券	4,303	返金負債	53,851
棚卸資産	34,233	契約負債	440
返品資産	49,493	その他の	14,230
その他	8,571	固 定 負 債	20,007
貸倒引当金	△1,234	預り保証金	2,402
固 定 資 産	116,489	退職給付に係る負債	1,493
有 形 固 定 資 産	84,143	役員退職慰労引当金	209
建物及び構築物	49,412	資産除去債務	561
機械装置及び運搬具	4,296	長期借入金	11,893
土地	29,013	繰延税金負債	2,353
その他	1,422	その他	1,092
無 形 固 定 資 産	3,838	負 債 合 計	244,990
ソフトウェア	3,606	純 資 産 の 部	
その他	232	株 主 資 本	97,851
投資その他の資産	28,507	資本金	4,500
投資有価証券	23,172	資本剰余金	1,148
長期貸付金	584	利益剰余金	92,342
長期未収金	1,200	自己株式	△138
退職給付に係る資産	363	その他の包括利益累計額	4,573
繰延税金資産	407	その他有価証券評価差額金	3,489
その他	4,574	退職給付に係る調整累計額	1,064
貸倒引当金	△1,795	為替換算調整勘定	20
資 産 合 計	348,839	非 支 配 株 主 持 分	1,423
		純 資 産 合 計	103,848
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	348,839

連結損益計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

科 目	金 額
	百万円
売上	410,076
上	340,742
原	69,334
高	69,226
価	107
益	113
費	658
益	262
益	16
益	115
益	484
益	416
益	39
益	530
益	393
益	91
益	67
益	1
益	66
税金等調整前当期純損失	209
法人税、住民税及び事業税	744
法人税等調整額	163
当期純損失	1,116
非支配株主に帰属する当期純利益	74
親会社株主に帰属する当期純損失	1,191

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
資産の部		負債の部	
流動資産	208,937	流動負債	205,581
現金及び預金	17,002	電子記録債権	6,062
売掛金	116,568	買掛金	130,643
有価証券	145	短期借入金	2,355
貸倒引当金	4,303	1年内返済長期借入金	2,550
	1,023	リース負債	500
	753	未払事業所税	53
	13,544	未払消費税	3,870
	243	未払費用	48
	45	前払収益	282
	1,844	未償還の引当金	4,517
	48,269	その他負債	1,396
	6,357	固定負債	474
貸倒引当金	△1,162	長期借入金	52,533
		預り保証金	291
固定資産	102,249	固定負債	13,096
有形固定資産	68,636	長期借入金	5,528
建物	43,355	長期リース債権	1,892
構築物	349	退職給付引当金	91
機械装置	4,144	長期未払金	1,976
車両運搬具	17	関係会社事業損失引当金	371
器具備品	646	資産除却負債	1,840
土地	20,122	繰延税金負債	164
建設仮勘定	0	繰延税金負債	1,231
無形固定資産	3,545	負債合計	218,678
ソフトウェア	3,455	純資産の部	
その他	89	株主資本	89,123
投資その他の資産	30,068	資本金	4,500
投資有価証券	17,169	資本剰余金	1,130
関係会社株	11,845	資本準備金	1,130
差入保証金	648	利益剰余金	83,619
長期未収金	1,242	利益準備金	1,125
その他	896	その他利益剰余金	82,494
貸倒引当金	△1,732	固定資産圧縮積立金	730
		別途積立金	80,181
		繰越利益剰余金	1,583
		自己株式	△126
		評価・換算差額等	3,385
		その他有価証券評価差額金	3,385
資産合計	311,187	純資産合計	92,508
		負債・純資産合計	311,187

損益計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

科 目	金 額
	百万円
売上高	370,463
売上原価	321,657
販売費及び一般管理費	48,805
営業外収益	51,019
営業外費用	2,214
受取利息	140
その他の営業外収益	1,068
営業外費用	99
その他の営業外費用	26
経常損失	1,130
特別利益	342
固定資産売却益	102
関係会社事業損失引当金戻入額	60
その他特別利益	430
特別損失	51
関係会社事業損失引当金繰入額	393
減損損失	56
早期退職関連費用	1,558
その他特別損失	30
税引前当期純損失	△280
法人税、住民税及び事業税	1,308
法人税等調整額	
当期純損失	

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月29日

株式会社トーハン
取締役会 御中

E Y 新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 福井 聡
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 槻 英明
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社トーハンの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社トーハン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第79期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人E Y新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月29日

株式会社トーハン 監査役会

監査役(常勤) 山下 康 治◎

監査役(常勤) 齊藤 有 希 子◎

監 査 役 相 賀 昌 宏◎

監 査 役 大 井 法 子◎

(注) 監査役相賀昌宏及び監査役大井法子は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

独立監査人の監査報告書

2026年5月29日

株式会社トーハン
取締役会 御中

E Y新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 福井 聡
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 槻 英明

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社トーハンの2025年4月1日から2026年3月31日までの第79期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第79期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等の定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等によって整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人E Y新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月29日

株式会社トーハン 監査役会

監査役(常勤) 山下 康 治[Ⓔ]

監査役(常勤) 齊藤 有 希 子[Ⓔ]

監 査 役 相 賀 昌 宏[Ⓔ]

監 査 役 大 井 法 子[Ⓔ]

(注) 監査役相賀昌宏及び監査役大井法子は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会会場ご案内図

東京都文京区関口二丁目10番8号

ホテル椿山荘東京 バンケット棟1階「胡蝶」

電話 (03) 3943-1111



※現在、冠木門は閉門しております。正面入口よりお越しください。

交通機関

地下鉄 有楽町線「江戸川橋」駅下車 1a出口 徒歩10分

JR・バス JR山手線「目白」駅前の横断歩道を渡り、左手のバス停「目白駅前」より都バス（白61系）新宿駅西口行き、または右手の「川村学園前」より都バス（白61系）ホテル椿山荘東京行き・新宿駅西口行きにて、「ホテル椿山荘東京前」下車。（所要時間10分）



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。